

令和7年11月12日
近畿運輸局自動車監査指導部
(貨物担当)

日本郵便株式会社に対する貨物軽自動車運送事業 に係る行政処分の通知について

下記のとおり、貨物軽自動車運送事業者に対し、令和7年11月12日付けで、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第33条の規定に基づく自動車の使用の停止処分を通知しましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分対象事業者

事業者名：日本郵便株式会社（法人番号 1010001112577）

住 所：東京都千代田区大手町2-3-1

代 表 者：小池 信也

2. 処分内容

自動車の使用の停止処分（9営業所）

支局	郵便局	行政処分	支局	郵便局	行政処分
兵庫	兵庫	2両x30日	京都	網野	1両x73日 1両x72日
兵庫	長田	2両x30日	和歌山	九度山	1両x115日
兵庫	湯村	1両x32日	和歌山	由良	1両x108日
京都	中京	2両x30日	和歌山	日足	1両x118日
京都	伏見	3両x20日			

3. 処 分 日

令和7年11月12日（水）

【問い合わせ先】

近畿運輸局自動車監査指導部自動車監査官 山下・竹内

TEL：06-6949-6448